

## 営業許可等申請書の添付書類一覧

添 付 書 類		古物営業	質屋営業	特定金属くず 買 受 業	
個 人 の 場 合	最近5年間の略歴を記載した書面（質屋は履歴書）	●	●		
	住民票の写し※ <sup>1</sup>	●	●	●	
	市町村長が発行する身分証明書※ <sup>2</sup>	●	●		
	誓約書	●	●		
	未成年者 のみ必要	法定代理人の氏名・住所を記載した書面	●		
	法定代理人の許可を受けていることを証する書面	●			
法 人 の 場 合	定款及び登記事項証明書	●	●	●	
	役	最近5年間の略歴を記載した書面（質屋は履歴書）	●	●	
		住民票の写し(特定金属くず買受業は代表者のみ)※ <sup>1</sup>	●	●	●
		市町村長が発行する身分証明書※ <sup>2</sup>	●	●	
	員	誓約書	●	●	
管 理 者 ※ 3	最近5年間の略歴を記載した書面（質屋は履歴書）	●	●		
	住民票の写し※ <sup>1</sup>	●	●		
	市町村長が発行する身分証明書※ <sup>2</sup>	●	●		
	誓約書	●	●		
ホームページ利用取引を行う場合のURL使用権限を疎明する資料		●			
質物保管設備の構造概要書、図面等			●		
営業所及び特定金属くずの保管場所の平面図、周囲の略図				●	

※<sup>1</sup> 住民票の写しは、日本人にあつては本籍、外国人にあつては国籍が記載されたもので、かつ、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものが必要です。

※<sup>2</sup> 市町村長が発行する身分証明書は、「準禁治産者に該当しない」「破産手続開始の決定を受けていない者」が記載されたものです。

※<sup>3</sup> 古物営業に関しては、個人や法人に関係なく、営業所が複数ある場合は、それぞれの営業所に管理者が必要となります（質屋営業にあつては、管理者を定める場合に限る。）。